

児童手当制度・子ども医療費 助成制度が変わりました

4月1日から児童手当制度が
拡充されました

拡大の内容

支給対象年齢が小学校第3学年修了前から小学校修了前（12歳到達後最初の3月31日まで）に拡大され、併せて所得制限が緩和されます（下記参照）。

児童手当を受給するには、次の認定請求の手続きが必要です。
（公務員の方は勤務先）

●児童手当を受給していない方

（所得制限者含む）
児童手当等認定請求の申請が必要です。

●児童手当を受給している方

拡大対象児童が平成18年度に小学校第5、6学年になる児童の場合は、児童手当等額改定請求の申請が必要です。

※拡大対象児童が平成18年度に小学校第4学年になる児童のみの場合、継続して受給できますので申請は不要です。



申請に必要なもの

- ・印鑑（スタンプ式印鑑不可）
- ・健康保険被保険者証等の写し（保護者が厚生年金等加入者の場合）
- ・受給者名義の振込口座がわかるもの（郵便局を除く）
- ・児童手当用所得証明書（平成17年1月1日に七尾市に住所がない方）
- ・住民票（保護者と児童の住所が違う場合）

申請期間

児童手当は原則、申請月の翌月からですが、改正に伴う新規請求は9月30日までに受付したものに限り、特例的に4月1日、または、支給要件に該当した日にさかのぼって支給されます。

（注）改正以外の事由は、特例にあたりません、お早めに手続きください。

所得制限限度額の緩和

国民年金の方（自営業者）			
改正前		改正後	
扶養親族等の数	所得制限限度額	扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	301万円	0人	460万円
1人	339万円	1人	498万円
2人	377万円	2人	536万円
3人	415万円	3人	574万円
4人	453万円	4人	612万円
5人	491万円	5人	650万円

厚生年金の方（サラリーマン）			
改正前		改正後	
扶養親族等の数	所得制限限度額	扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	460万円	0人	532万円
1人	498万円	1人	570万円
2人	536万円	2人	608万円
3人	574万円	3人	646万円
4人	612万円	4人	684万円
5人	650万円	5人	722万円

七尾市子ども医療費助成制度の 所得制限限度額が緩和されます

児童手当の所得制限限度額の緩和に伴い、子ども医療費の所得制限限度額も緩和されます。

所得制限（16年所得）により、受給資格がなかった方も、新たに受給できる場合がありますので、登録申請をお願いします。所得要件を満たす場合、本年4月1日から6月30日までの診療分が助成対象となります。（7月1日以降の診療分からは17年の所得によります。）

申請に必要なもの

- ・乳幼児の名前が記載された保険証
- ・印鑑
- ・振込口座情報（父か母の名義のもの、郵便局不可）
- ・児童手当用所得証明書（平成17年1月1日に七尾市に住所がなかった場合）※児童手当申請と重複する方は、1通で可

（注）小学校1年生から3年生までの入院費助成については、給付申請毎に、保険証・印鑑・振込口座情報が必要です。

◎未登録の方も申請をお願いします。

※詳しいお問い合わせは

本庁子育て支援課 ☎53-8419
田鶴浜支所 民生課 ☎68-6612

中島支所 民生課 ☎66-2342
能登島支所 民生課 ☎84-1110